

元廃対第 32186 号
令和元年 8 月 14 日

一般社団法人 香川県産業廃棄物協会 様

香川県環境森林部長
(公 印 省 略)

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

このことについて、令和元年 8 月 6 日付け環循適発第 1908061 号及び環循期規発第 1908063 号で環境省環境再生・資源循環局長から、別添のとおり通知があったのでお知らせします。

つきましては、貴会会員等関係者への周知について御配慮をよろしくお願いいたします。

環循適発第 1908061 号
環循規発第 1908063 号
令和元年 8 月 6 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 殿

環境省環境再生・資源循環局長

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も指摘されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとしております。

エボラウイルスを始めとする人が感染し、及び感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）（以下「マニュアル」という。）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴連合会におかれても、これらの廃棄物の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時、処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう貴連合会会員に周知徹底をお願いします。

参考

- ・「エボラ出血熱とは」(国立感染症研究所)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

○ 感染経路

エボラウイルス病は感染したヒトまたは動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。ヒトへの感染の発端が、アフリカでは熱帯雨林の中で発見された、感染して発症または死亡した野生動物(チンパンジー、ゴリラ、オオコウモリ、サル、レイヨウ、ヤマアラシなど)をヒトが触れたことによると示唆される事例が報告されている。その後、感染したヒトの血液、分泌物、臓器、その他の体液に、創傷のある皮膚や粘膜を介して直接的接触することにより、またはそのような体液で汚染された環境への間接的接触でヒト-ヒト感染が起こる。

○ 症状・潜伏期間

エボラウイルス病の最も一般的な症状は、突然の発熱、強い脱力感、筋肉痛、頭痛、喉の痛みなどに始まり、その後、嘔吐、下痢、発疹、肝機能および腎機能の異常、さらに症状が増悪すると出血傾向となる。潜伏期間は2日から最長3週間といわれており、汚染注射器を通した感染では短く、接触感染では長くなる。

- ・「エボラ出血熱について」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ebola.html>

- ・「エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議」(首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201908/05kaigi.html